

東成瀬村移住定住住宅入居者募集要項

村では、次のとおり移住定住住宅の入居者を募集します。

1 移住定住住宅の概要

名 称	移住定住住宅 B棟103号
住 所 地	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字天神林80番地2
居室タイプ 募集戸数	2LDK 1階：1戸
建物構造 附帯施設 間取り図等	◎構造・面積 軽量鉄骨造2階建 延床面積 554.82㎡ 戸当たり面積 2LDK 1階 61.22㎡ ◎附帯施設 駐車場（カーポート） 2LDK 1戸あたり2台 外部物置 1戸あたり1箇所 ◎主な仕様（設備等） オール電化仕様、IHクッキングヒーター、エコキュート、ユニットバス、浴室暖房乾燥機付き 24時間換気扇、寒冷地仕様エアコン（リビング）、温水洗浄暖房便座機能付き便器 ※詳しい設備等の内容はお問い合わせください。 ◎間取り図 ※別添資料
敷 金	100,000 円（契約時に納付）

2 家賃

移住定住住宅は、村の家賃補助を受けることができます。（家賃補助の上限額：移住者世帯 22,000 円、定住者世帯：20,000 円）

手続きについては、入居決定者に別途案内いたします。

タイプ	区分	階数	条例家賃	家賃補助金	補助後の家賃
1LDK	移住者世帯	1階	70,000 円	22,000 円	48,000 円
		2階	72,000 円	22,000 円	50,000 円
	定住者世帯	1階	70,000 円	20,000 円	50,000 円
		2階	72,000 円	20,000 円	52,000 円
2LDK	移住者世帯	1階	80,000 円	22,000 円	58,000 円
		2階	82,000 円	22,000 円	60,000 円
	定住者世帯	1階	80,000 円	20,000 円	60,000 円
		2階	82,000 円	20,000 円	62,000 円

※2 階住戸は、延床面積により 2,000 円加算となります。

※移住者世帯は、賃貸借契約日において、村外に住所を有する者又は村外から転入し、3 年を経過していない者がいる世帯をいいます。定住者世帯は、それ以外の世帯です。

※移住者世帯の対象期間は、住宅入居後5年間とし、6年目以降は定住者世帯の補助限度額を適用します。

3 入居資格

- ① 東成瀬村に定住を希望する者で、居住するための住宅を必要としている者。
- ② 入居後、移住定住住宅の所在地を住所地として住民登録ができること。
- ③ 家賃を支払うことができること。
- ④ 地方税等を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員でないこと。

4 入居申込期限及び申込方法

令和7年10月16日（木）必着 ※郵送可

入居申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えてお申込みください。

5 入居者の選定

入居者の選定については、優先順位や世帯の状況等を入居者選考委員会において審査し、決定します。優先順位は、①特別の理由がある者、②移住者、③定住者となります。優先順位により、希望する住宅を割り振ります。

6 入居開始予定日

令和7年10月下旬から11月上旬 ※入居決定者と協議の上、入居日を決定します。

7 入居手続き

入居決定者は、指定する期日までに連帯保証人の連署する「賃貸借契約書」と「入居請書」に必要書類を添えて提出していただきます。敷金の納付も必要となります。

入居決定者には、後日詳細を説明いたします。

8 入居者の費用負担

- ① 電気、水道、浄化槽の使用料及び公共電波受信料
- ② 汚物及び塵芥の処理に要する費用
- ③ 自治会費（町内会費）
- ④ 損害保険料（入居者用）

9 その他注意事項

- ① カーポート周囲（道路まで）及び玄関前の雪かき等は入居者で行ってください。建物及びカーポートの雪下ろし、建物周辺の除排雪作業は事業者等で行います。
- ② 入居後は、自治会（町内会）に加入し、地域活動等に参加してください。
- ③ ペットは原則不可となります。

10 申込み・問合せ先

東成瀬村役場 企画課

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

TEL 0182-47-3402